

山梨県内部統制に関する方針

社会の変化と、これに伴い発生する課題や多様化する行政ニーズに対応するためには、より行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供する必要があります。このため、本県では、地方自治法第150条第1項（令和2年4月1日施行）の規定に基づき、内部統制に関する方針を策定しました。

これにより、内部統制の整備及び運用に、全職員が一丸となり、長期的な視点に立って継続的な見直しを行いながら取り組み、県民の皆様の信頼に足る行政サービスを適正に提供していくとともに、職員にとっても、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって安心して働きやすい魅力的な職場環境を実現します。

1 内部統制の目的

（1）業務の効率的かつ効果的な遂行

最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、組織及び運営の合理化に努め、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務が遂行されるよう、効率的かつ効果的に業務を行います。

（2）財務報告等の信頼性の確保

予算・予算の説明書・決算等による財務報告の信頼性を確保するため、正当な手続に基づき、情報の適切な保存及び管理に万全を期します。

（3）業務に関わる法令等の遵守

職員研修の実施等による定期的な周知や公益通報制度等の活用により、職員が法令等を遵守して適正に業務を執行する体制の確保を図ります。

（4）資産の保全

資産の取得、使用及び処分を正当な手続及び承認の下に行い、資産の適正な管理と利活用を推進します。

2 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務を対象とします。

3 内部統制体制

- (1) 内部統制の取組を実行に移し、取組に対する意識を共有するため、全庁的な推進・評価体制を設置し、内部統制体制の整備及び運用に取り組みます。
- (2) リスクの洗い出しと評価を行い、各リスクに対する対応策を整備します。その際、適宜、関連する規則・規程・マニュアル等について改訂等を行います。
- (3) 内部統制を有効に機能させるため、モニタリングにより、内部統制を常に監視、評価及び是正します。
- (4) 内部統制の整備・運用上の有効性を評価するため、内部統制評価報告書を作成します。

4 監査委員との連携

監査委員の視点をより効果的な内部統制の整備及び運用につなげるため、必要に応じて監査委員との意見交換や監査委員への情報提供を行います。

5 内部統制に関する方針及び内部統制評価報告書の公表

県民に対する説明責任を果たすとともに、内部統制の実効性を高めるため、内部統制に関する方針及び内部統制評価報告書について、広く閲覧が可能な方法として県ホームページで公表します。

6 内部統制の見直し

県を取り巻く状況の変化、内部統制評価報告書及び監査委員からの指摘等を踏まえ、内部統制に関する方針について見直しを検討します。

令和 2年 3月 31日

山梨県知事 長崎幸太郎